

令和7年4月診療分からすべての子どもの医療費が窓口負担無料(現物給付)になります！

☆令和7年4月診療分から、世帯の課税区分に関わらず、

全ての高校生までのお子様、子ども医療の窓口負担無料の対象となります。

**変更前**

- ・三島村子ども医療費助成対象・・・0歳～中学3年生までの住民税課税世帯の子ども  
→窓口負担あり、約2ヶ月後に払い戻し
- ・三島村子ども医療給付助成対象・・・0歳～高校3年生までの住民税非課税世帯の子ども  
→窓口負担なし
- ・ひとり親家庭等医療費助成対象・・・0歳～高校3年生までの住民税課税世帯の子ども  
→窓口負担あり、約2ヶ月後に払い戻し
- ・ひとり親家庭等医療費助成対象・・・0歳～高校3年生までの住民税非課税世帯の子ども  
→子ども医療給付助成対象となり、窓口負担なし

**変更後**

- ・上記4つの助成対象を三島村子ども医療給付助成の1つに集約。
- ・課税非課税に関わらず、高校3年生まで窓口負担無料。
- ・三島村に住民票がある保護者に監護されており、修学により三島村を転出(入寮や下宿)した子どもを含みます。
- ・ひとり親家庭医療助成対象の方は、全ての高校生までは窓口負担無料だが、親はこれまでどおり、窓口負担あり。領収書を役場提出後、約2ヶ月後に払い戻し

**◎資格者証交付について**

- ・手続きの必要はなく、令和7年3月末頃までに**新しい受給資格者証(→見本ピンク色)**を郵送しますので、令和7年4月1日以降の診療分からご利用ください
- お手持ちの古い受給資格者証については、役場民生課までお返しください。

**◎無料となる医療費について**

- ・保険が適用される費用(入院、通院、お薬等の医療費)が窓口負担無料の対象となります。

**※注意**

保険が適用されない費用は、対象となりません。

**◎給付の対象外となるもの**

- ・**保険適用外の費用**：健康診断、予防接種、薬の容器代、保険適用外診療、選定療養費(紹介状なしで大規模な病院を受診した場合に初診料とは別にかかる費用)、入院時の食事代やベッド代等があります。
- ・**付加給付金**：加入している健康保険によっては、付加給付金が支給される場合があります。
- ・**高額療養費**：自己負担額が一定の金額を超えた場合、健康保険から医療費の払い戻しがあります。
- ・**法令等により給付される医療費**：未熟児養育医療費、小児慢性特定疾病医療費助成事業、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金(学校の管理下で発生した負傷、疾病に対する給付金)、就学援助制度による医療費援助等があります。

**※注意**

上記の費用を差し引いた額を子ども医療費として、給付します。

**◎窓口無料とならない場合**

- ・医療機関等の窓口で受給資格者証の提示がない場合や、県外の医療機関等を受診した場合は、窓口無料の対象となりません。

その場合は、一度窓口で自己負担額を支払い、領収書を役場民生課まで提出することで払い戻しが受けられます。

**※注意**

領収書等で申請する場合の申請期限は、診療月の属する月の翌月から6ヶ月以内になります。

制度についてご不明な点等ございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

民生課 子ども子育て支援係

TEL 099-222-3141